　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出政党

（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

政見の放送のための録音又は録画及び複製について、次のとおり契約を締結する。

１　内　容　公職選挙法第150条に定める政見の放送のための録音・録画及び複製

２　契約金額等（税込）　　　　　　　　　　　　　　円

　　（内　訳）制作　録音　単価　　　　　　円×　　　種類＝　　　　　　　円

　　　　　　　　　　録画　単価　　　　　　円×　　　種類＝　　　　　　　円

　　　　　　　複製　録音　単価　　　　　　円×　　　 本 ＝　　　　　　　円

　　　　　　　　　　録画　単価　　　　　　円×　　　 本 ＝　　　　　　　円

３　納入期限　令和６年　　月　　日

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第111条の５に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

　契約を証するため、本契約書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　令和６年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出政党

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者